	b2　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該市町村の令和３年６月１日現在における農業、林業及び漁業の民営事業所数の合計を、同令によつて公表された当該市町村における同日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］ α　α_1、α_2 又は α_3 のいずれか大きい率（ただし、令和３年度から令和５年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.48 以上となる場合は 1.000 とする。） ［略］

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
市町村	算式 （C × 6.0815 − 4.1067）× 0.988 C × 6.0815 − 4.1067 及び（C × 6.0815 − 4.1067）× 0.988 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、C × 6.0815 − 4.1067 が 0.500 に満たない場合には 0.500 とする。 算式の符号 C　次の算式によつて算定した数（当該数に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅰ C ＝ c1 ／ c2 算式Ⅰの符号 c1　「マイナンバーカード保有枚数（令和６年５月 31 日時点）について」（令和６年６月４日付け総行マ第 69 号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室通知）において通知された令和６年５月 31 日時点の当該市町村における個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

	b2　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該市町村における平成 28 年 6 月 1 日現在における農業、林業及び漁業の民営事業所数の合計を、同令によつて公表された当該市町村における同日現在における個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の合計（事業内容等不詳事業所を除く。）で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］ α　α_1、α_2 又は α_3 のいずれか大きい率（ただし、令和２年度から令和４年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.49 以上となる場合は 1.000 とする。） ［同左］

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
市町村	算式 C × 6.0815 − 3.9547 C × 6.0815 − 3.9547 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 0.500 に満たない場合には 0.500 とする。 算式の符号 C　次の算式によつて算定した数（当該数に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅰ C ＝ c1 ／ c2 算式Ⅰの符号 c1　「マイナンバーカード保有枚数（令和５年５月 31 日時点）について」（令和５年６月２日付け総行マ第 83 号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室通知）において通知された令和５年５月 31 日時点の当該市町村における個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法